

瀬戸市下水道事業会計規則をここに公布する。

令和2年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第17号

瀬戸市下水道事業会計規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 伝票及び勘定科目（第5条—第9条）

第3章 収入（第10条—第20条）

第4章 支出（第21条—第38条）

第5章 固定資産（第39条—第53条）

第6章 リース会計に係る特例（第54条・第55条）

第7章 引当金（第56条）

第8章 予算（第57条—第60条）

第9章 決算（第61条—第64条）

第10章 契約（第65条）

第11章 雑則（第66条・第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、瀬戸市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の会計その他財務に関して、瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）、瀬戸市予算及び決算規則（昭和40年瀬戸市規則第17号）及び瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和42年瀬戸市規則第21号）の特例を定めるものとする。

(企業出納員)

第2条 下水道事業に企業出納員を置く。

- 2 企業出納員は、都市整備部下水道課長（以下「下水道課長」という。）をもって充てる。

(善管注意義務)

第3条 会計管理者及び企業出納員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(金融機関の出納事務取扱い)

第4条 市長は、下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を指定した金融機関に行わせるものとする。

- 2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを収納取扱金融機関とする。

第2章 伝票及び勘定科目

(伝票の発行)

第5条 下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票（以下「伝票」という。）を発行するものとする。

(伝票の種類)

第6条 伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票の3種類とする。

- 2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。
- 3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。
- 4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(伝票の作成)

第7条 伝票の起票は、1科目ごとに1伝票を発行しなければならない。

2 過誤その他の理由により取引を取り消し、又は修正しようとするときは、それらの事実に係る取消し又は修正の伝票を発行しなければならない。

(伝票及び帳簿の整理)

第8条 下水道課長は、発行された伝票を勘定科目ごとにそれぞれ日付順に整理保管しなければならない。

2 下水道課長は、発行された伝票により必要な帳簿を整理しなければならない。

(勘定科目)

第9条 下水道事業の経理は、資産勘定、負債勘定、資本勘定及び損益勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、市長が別に定める。

第3章 収入

(収入の調定)

第10条 下水道課長は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票(調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票)を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第11条 下水道課長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。

2 前項において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の少なくとも20日前までに送付するものとする。

(納付方法)

第12条 納入義務者は、総括出納取扱金融機関、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）において、現金、証券（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の3に規定する証券をいう。以下同じ。）又は口座振替若しくは自動払込の方法により納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、納入義務者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）に現金を支払う方法により納付することができる。

(収納金の取扱い)

第13条 出納員（瀬戸市出納員等に関する規則（昭和36年瀬戸市規則第8号）第1条に規定する「出納員」をいう。以下同じ。）は、現金を収納したときは、当該現金にその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに会計管理者に引き継ぎ、又は出納取扱金融機関等に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、翌日に引き継ぎ、又は預け入れることができる。

2 公金徴収事務等受託者は、現金を収納したときは、当該現金にその内訳を示す書類を添えて所定の期日までに、会計管理者に引き継ぎ、又は、総括出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 会計管理者は、前2項の規定により出納員及び公金徴収事務等受託者から引継ぎを受けた収入については当該引継ぎを受けた日、自ら収納した収入については当該収納した日のうちに総括出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、翌日に預け入れることができる。

4 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。第6項において同じ。）は、自ら収納した収入をその金額、納入義務者の氏名等を記載した領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の下水道事業の預金口座に当該収納の日の翌日までに振り替えなければならない。ただし、前条の規定による口座振替の方法による収入については、当該振り替えられた日の3営業日後までに振り替えなければならない。

5 会計管理者は、株式会社ゆうちょ銀行から領収済通知書、振替受払通知票及び公金払込高通知書の送付を受けたときは、領収済通知書を添えて総括出納取扱金融機関の本店に当該送付を受けた日の3営業日後までに払い込まなければならない。ただし、前条の規定による自動払込の方法による収入については、振替受払通知票を添えて、当該振り替えられた日の3営業日後までに総括出納取扱金融機関の本店に払い込まなければならない。

6 総括出納取扱金融機関は、第4項の規定により出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関から振り替えられた収入について記載した領収済通知書については当該振り替えられた日まで、自ら収納した収入について記載した領収済通知書については当該収納した日の翌日までに会計管理者に送付しなければならない。

（領収書の交付）

第14条 会計管理者、出納員、出納取扱金融機関等及び公金徴収事務等受託者は、収入の納付を受けたときは、当該納入者に領収書を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により納付された場合は、領収書の交付を省略することができる。

(口座振替による納入)

第15条 口座振替の方法により下水道使用料又は受益者負担金を納付しようとする納入義務者は、口座振替を依頼する出納取扱金融機関等に預金口座振替依頼書及び納入通知書送付依頼書を提出しなければならない。

2 出納取扱金融機関等は、振替日に当該納入義務者の預金口座の残高が下水道使用料又は受益者負担金の金額に満たない等振替不能なものについては、直ちに当該納入通知書を返還するとともに口座振替報告書にその振替不能分を明記して通知しなければならない。

(自動払込による納入)

第16条 自動払込の方法による場合は、前条の規定を準用する。

(収入伝票の発行)

第17条 下水道課長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行し、当該書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

(過誤納金の還付)

第18条 下水道課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について、過誤納の理由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした支払伝票を発行し、市長の決裁を受けてその旨を納入者に通知し、還付しなければならない。

2 第22条及び第37条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

(証券の支払拒絶等)

第19条 会計管理者、出納員、出納取扱金融機関等及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた証券の支払が確実にないと認めた場合は、その受領を拒絶しなければならない。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入義務者から納付され

た証券をその権利の行使のため定められた期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。この場合において、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、直ちに当該取消しをした旨を総括出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 総括出納取扱金融機関は、前項の規定による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を会計管理者に通知しなければならない。

4 第2項の規定は、総括出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項後段中「総括出納取扱金融機関」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、総括出納取扱金融機関は、会計管理者から払込みを受けた証券については、当該証券を会計管理者に返付し、当該証券の受領証を徴さなければならない。

6 下水道課長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を会計管理者から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して市長の決裁を受けなければならない。この場合において、会計管理者が収納した証券があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。

7 会計管理者又は出納取扱金融機関等は、第2項前段、第4項前段又は

第6項後段の通知をした納入義務者から支払の拒絶があった証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受領証を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損)

第20条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合において、下水道課長は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して市長に報告しなければならない。

第4章 支出

(支出の手続)

第21条 下水道課長及び所長（瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）第46条第1項の表浄化センター管理事務所の項に掲げる所長をいう。）（以下「主務課長」という。）は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書により、所長がするときは下水道課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

2 支出しようとする場合は、下水道課長は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票）を発行し、当該書類を添えて市長の決裁を受けなければならない。

(支払伝票の発行)

第22条 下水道課長は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書その他証拠となるべき書類（以下「請求書等」という。）に基づき支払伝票を発行して市長の決裁を受けなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書等を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困

難な場合には、これを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした内訳書を添えなければならない。

4 会計管理者は、支払伝票に基づいて下水道事業の支出の支払を行わなければならない。

(資金前渡)

第23条 令第21条の5の規定により次に掲げる経費については、その資金を前渡することができる。

(1) 即時支払しなければ調達困難な物件の買入れ、加工、借入及び修繕に要する経費

(2) 集会、儀式その他の行事に際し直接支払を必要とする経費

(3) 有料道路使用料、駐車料、入場料、通信料その他これらに類する経費

(4) 市職員以外の者の旅費その他の費用弁償

(5) 賃金

(6) 損害賠償に係る諸経費

(7) 一通の支出命令によって複数の債権者に同時に支払う経費

(8) 振込依頼があった債権者への支払経費

(9) 法令で定められた書面その他請求に関する書面を添えて支払う必要がある経費

(10) 前号までに掲げるもののほか、債権者の請求により特に現金支払をする必要がある経費

(前渡金管理者)

第24条 市長は、資金の前渡を受ける者（以下「前渡金管理者」という）として主務課長を指定する。

2 市長は、前渡金管理者に事故があるとき又は前渡金管理者以外に資金を前渡する必要があるときは、会計管理者と協議して資金の前渡を受けることができる職員を指定することができる。

（前渡金の保管）

第25条 前渡金管理者は、その資金を善良な管理者の注意をもって保管し、直ちに支払を要する場合を除き、金融機関に預入する等保管の安全を図らなければならない。この場合において、資金によって生じた利子は、速やかに歳入に納付の手続をしなければならない。

（前渡金の支払）

第26条 前渡金管理者は、支払をしようとするときは、債権者において記名押印した領収書を徴しなければならない。ただし、債権者から領収書を徴することが不適當又は著しく困難な場合は、直近の上司の支払証明書又は払込受付明細書をもって領収書に代えることができる。

（前渡金出納整理簿の整理）

第27条 前渡金管理者は、常時必要とする経費に係る前渡金について、前渡金出納整理簿に出納の都度登載して、その状況を明らかにしなければならない。

（前渡金の精算）

第28条 前渡金を受けた者は、支払が終わった後、債権者が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその現金を添えて会計管理者に提出しなければならない。

2 下水道課長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替

伝票、収入伝票又は支出伝票を発行し、当該書類を添付して市長の決裁を受けなければならない。

(前渡金の引継ぎ)

第29条 前渡金管理者が更迭したときは、前任者は更迭の日後5日以内に前渡金出納整理簿等及び現金を後任者に引継ぎ、そのてん末及び年月日を前渡金出納整理簿等の末尾に記載し、双方記名押印するとともに、その結果を資金前渡事務引継報告書によって市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前任者が死亡その他の事由により自ら引継ぎをすることができないときは、市長は、他の職員に命じてその手続をさせるものとする。

(概算払)

第30条 令第21条の6の規定により次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1) 交通事故等に係る損害賠償金

(2) 概算で支払をしなければ、契約しがたい請負又は委託に要する経費

2 概算払を受けようとするときは、支出命令書の欄外右肩にその旨を記載するほか、その事由及び計算の基礎を記載し、概算払予定調書を会計管理者に提出しなければならない。

3 第28条の規定は概算払について準用する。

(前金払)

第31条 令第21条の7の規定により次に掲げる経費については、前金払をすることができる。

(1) 自動車損害保険料、火災保険料その他の損害保険料

(2) 保管料

(3) 国債、地方債、社債その他これに準ずるもの及び株式の申込みに要する経費

(4) 市が行う工事に関連して買収する土地又は土地に定着する物件に関する権利（不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号に掲げる権利で、市において同法による登記の嘱託に必要な添付書類を取得したものに限る。）の代価

2 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内に限り、前金払をすることができる。ただし、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。次項において「施行規則」という。）附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事における前金払は、同項に規定する経費の10分の4を超えない範囲内であることができる。

3 施行規則附則第3条第3項に規定する土木建築に関する工事においては、前項ただし書の範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の10分の2を超えない範囲内で前金払することができる。

4 前金払を受けようとするときは、支出命令書の欄外右肩にその旨を記載するほか、その事由及び計算の基礎を記載しなければならない。

5 第28条の規定は、前金払について準用する。

（繰替払）

第32条 令第21条の8の規定により受益者負担金に係る納期前納付報償金については、当該受益者負担金により繰替払をすることができる。

（隔地払）

第33条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をする必要があるときは、総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関をして、為替の方法によつ

て送金させることができる。この場合においては、債権者の指定する金融機関を支払場所としなければならない。

- 2 前項の規定により総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関をして送金させるときは、「隔地払」の表示をした小切手を作成するとともに、送金払通知書を作成し、小切手受領書と引換えに総括出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関に交付しなければならない。

(口座振替の申出)

第34条 債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、口座振込依頼書により市長に申し出なければならない。

(口座振替による支出手続)

第35条 会計管理者は、口座振替の方法による支出をしようとする場合は、口座振込済通知書を債権者に送付するとともに、口座振込依頼票を総括出納取扱金融機関に提出し、これと引換えに総括出納取扱金融機関の振込金領収書又は受領書を受け取らなければならない。

(公金の振替)

第36条 会計管理者は、一般会計又は他の特別会計に支出しようとする場合は、公金振替書を作成し、総括出納取扱金融機関に交付しなければならない。

- 2 総括出納取扱金融機関は、前項の公金振替書を受けたときは、直ちに振替をし、公金出納報告書により会計管理者に通知しなければならない。

(領収書の徴収)

第37条 会計管理者は、現金による支払をしたときは、債権者の領収書を受け取らなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない

理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(過誤払金の回収)

第38条 下水道事業の支出のうち、過払又は誤払となったものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

第5章 固定資産

(固定資産の範囲)

第39条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る。）

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 特許権
- エ 施設利用権
- オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからエまでに掲げるものである場合に限る。）
- カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金
- エ 基金
- オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

（取得価額）

第40条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定

資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第41条 固定資産を購入しようとするときは、主務課長は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 固定資産の明細（土地については地番、地目及び地積、建物については所在する位置、構造及び床面積、その他の財産については数量等を記載すること。）
- (3) 相手方の住所及び氏名
- (4) 購入しようとする理由
- (5) 予定価額及びその単価
- (6) 予算科目及び予算額
- (7) 契約の方法
- (8) 土地物件の場合、質権、抵当権、貸借権その他物上負担の有無
- (9) その他参考となるべき事項

2 前項の文書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、財産の性質により、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 購入しようとする財産の登記事項証明書又は登記を証する書面
- (2) 建物その他土地の工作物の敷地が借地である場合は、その土地の使用承諾書
- (3) 関係図面
- (4) 評価調書
- (5) 契約書案
- (6) 契約の方法が一般競争入札によろうとするときは公告案

(7) その他参考となるべき書類

(交換)

第42条 主務課長は、固定資産を交換しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときには下水道課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 取得しようとする固定資産及び提供しようとする固定資産の名称、種類及び明細
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 交換しようとする理由
- (4) 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払の方法及び時期
- (5) 交換の期日
- (6) その他参考となるべき事項

2 前項の文書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、財産の性質により、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 交換により取得しようとする財産の登記事項証明書又は登録を証する書面
- (2) 関係図面
- (3) 評価調書
- (4) 契約書案
- (5) その他参考となるべき書類

(無償譲り受け)

第43条 主務課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときには下水道課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類

- (2) 譲り受けようとする理由
- (3) 見積価額（無形固定資産を除く。）
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（工事の施行）

第44条 主務課長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときには下水道課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする理由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価額
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（取得の報告）

第45条 主務課長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合においては、下水道課長は振替伝票を発行するとともに、法令の定めるところに従って、遅滞なく登記又は登録の手続を執らなければならない。

（建設改良工事の精算）

第46条 主務課長は、建設改良工事が完成した場合は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合においては、下水道課長は速やかに工事費の精算を行うとともに、適正な基準に従って間接費を割当て、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第47条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設改良工事の完成の報告を受けた場合は、下水道課長は、建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行して固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

(固定資産の管理)

第48条 主務課長は、その管理に属する固定資産が、常に最良の状態においてその使用に供されるよう留意し、固定資産の得喪及び現況等を明らかにした固定資産台帳を整備し、少なくとも年1回固定資産の実態を照合し、その一致を確認するよう適正なる管理をしなければならない。

(事故報告)

第49条 主務課長は、天災その他の理由により下水道事業の固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第50条 主務課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により、所長がするときには下水道課長に合議の上、市長の決裁を受けなければならない。

(1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類

- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする理由
- (4) 予定価額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(減価償却)

第51条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。

(減損に係る会計処理)

第52条 下水道課長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第53条 下水道課長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 下水道課長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、下水道事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単

位として行うものとする。

第6章 リース会計に係る特例

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての特例)

第54条 前章の規定にかかわらず、第39条第1号キ及び第2号オに掲げるリース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に限る。)については、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第55条第1号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例)

第55条 前章の規定にかかわらず、第39条第1号キ及び第2号オに掲げるリース資産(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものに限る。)については、地方公営企業法施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入時に費用処理するものであること。
- (2) リース期間が1年以内であること。

第7章 引当金

(引当金の計上)

第56条 将来の特定の費用又は損失(地方公営企業法施行規則第22条に規定するものに限る。)の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定する予定貸借対照表等をいう。)に計上

し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 賞与等引当金
- (2) 修繕引当金
- (3) 特別修繕引当金
- (4) 貸倒引当金
- (5) その他引当金

第8章 予算

(予算の性格)

第57条 予算は、事業経営の基本に基づき、事業の健全にして、かつ、効率的な運営を主眼として編成されなければならない。

(予算原案等の市長への提出)

第58条 主務課長は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を市長に提出するものとする。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

(予算の執行)

第59条 下水道課長は、企業の適切な経営活動の調整を図り、事業の合理的かつ能率的な運営に資するため、議決を経た予算に基づいて執行計画を作成し、市長の決裁を受けて予算執行の統制を図るものとする。

(流用及び予備費使用の手続)

第60条 主務課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合は、異動決議書により市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費の使用について準用する。

第9章 決算

(決算の作成)

第61条 下水道事業の決算の調製に関する事務は、下水道課長が行う。

(決算整理)

第62条 下水道課長は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 固定資産の減価償却
- (2) 繰延収益の償却
- (3) 資産の評価
- (4) 引当金の計上
- (5) 未払費用等の経過勘定に関する整理
- (6) その他整理勘定に関する整理

(帳票の締切)

第63条 下水道課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳票の勘定の締切を行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第64条 下水道課長は、毎事業年度末速やかに次の各号に掲げる書類を作成して市長の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書
- (5) 剰余金処分計算書
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 収益費用明細書

(8) 資本的収入支出明細書

(9) 固定資産明細書

(10) 企業債明細書

(11) 事業報告書

2 都市整備部長は、毎事業年度5月末日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。

第10章 契約

(契約)

第65条 下水道事業の工事の請負、物件の買入れ等の契約については、瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）の規定の例による。

第11章 雑則

(計理状況の報告)

第66条 下水道課長は、毎月末日をもって試算表及び資金予算表を作成し、市長の決裁を受けなければならない。この場合において、都市整備部長は、当該試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。

(委任)

第67条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(瀬戸市会計規則の一部改正)

2 瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------|--|
| 第16条 削除 | <u>(繰替払)</u> 第16条 令第164条の規定により下水道の受益者負担金に係る納期前納付報償金については、当該下水道の受益者負担金により繰替払をすることができる。 |